

## 葛飾区教育委員会生涯学習人材バンク実施要綱

平成6年12月28日  
6葛教生第607号  
教育長決裁

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 葛飾区教育委員会生涯学習人材バンク（以下「人材バンク」という。）は、生涯学習に関する人材情報を区民に提供することにより、区民の生涯にわたる文化・教養活動、スポーツ・レクリエーション活動等（以下「生涯学習活動」という。）の促進を図ることを目的とする。

#### (運営方針)

第2条 人材バンクの運営方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公正かつ公平に運営し、人材バンクに登録した者（以下「区民講師」という。）の営利活動及び政治的・宗教的活動の支援とならないようにすること。
- (2) 区民講師の正確な情報を収集し、提供すること。

#### (事業内容)

第3条 人材バンクの事業内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習活動に関する資格又は専門的知識、技能若しくは豊富な経験（以下「活動資格等」という。）を有する者の登録に関すること。
- (2) 区民講師に係る情報の提供及び研修の実施に関すること。
- (3) その他人材バンクの実施に必要と認められる事項

### 第2章 登録

#### (登録資格)

第4条 人材バンクに登録することができる者は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 登録を申請した日の年齢が満18歳以上であること。
- (2) 第3条第1号に定める活動資格等を有すること。
- (3) 生涯学習活動に対する講師及び指導者としてボランティア活動をする意思のあること。
- (4) 営利活動及び政治的・宗教的活動を目的とした登録でないこと。

#### (登録の内容)

第5条 人材バンクに登録する内容（以下「人材情報」という。）は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名、生年月日、性別及び住所
- (2) 連絡先及び連絡方法
- (3) 指導対象、指導内容、指導可能な日及び指導可能地域
- (4) 活動資格等
- (5) 謝礼の有無及び額

#### (登録の申請)

第6条 人材バンクに登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を葛飾区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 生涯学習人材バンク区民講師登録申請書（第1号様式）

(2) 活動資格等を証明するものを有する場合は、その写し

（登録の決定）

第7条 前条に規定する申請があったときは、教育委員会は第4条の規定に照らして審査し、適当と認めるときは当該申請者を人材バンクに登録し、適当と認めないときは当該申請者に登録しないことを通知する。

2 登録する者には、生涯学習人材バンク区民講師登録証（第2号様式）を交付する。

（登録期間）

第8条 登録期間は、登録を決定した日の属する年度の4月1日から起算して3年間とする。

2 教育委員会は、区民講師が登録期間満了前に登録期間の更新を申請するときは、登録期間を更新することができる。この場合の登録申請には、第6条の規定を準用する。

（登録の抹消等）

第9条 教育委員会は、区民講師が次に掲げる事由に該当するときは、人材情報の変更又は登録の抹消をすることができる。

(1) 区民講師から人材情報の変更又は登録の抹消の申出があるとき。

(2) 区民講師が人材情報の内容を偽り、又は訂正の申出をしないとき。

(3) 区民講師が死亡したとき。

(4) その他この要綱の規定に反する行為があるとき。

### 第3章 人材情報の提供

（人材情報提供申請の資格）

第10条 区民講師に係る人材情報の提供を受けることができる者は、次に掲げるものとする。

(1) 葛飾区内に住所を有し、又は在勤若しくは在学する者

(2) 前号に掲げる者を主たる構成員とする団体

(3) 教育委員会が特に認める葛飾区外の団体及び個人

（人材情報の提供）

第11条 人材情報の提供を受けようとする者は、生涯学習人材バンク人材情報提供申請書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは当該申請内容に適する区民講師に係る人材情報を提供し、適当と認めないときは人材情報を提供しないことを通知する。

3 人材情報の提供は、生涯学習人材バンク人材情報提供決定通知書（第4号様式）により行うものとする。この場合において、人材情報を申請目的以外に使用してはならない。

（指導条件）

第12条 区民講師の指導日時、指導内容、謝礼、交通費及び教材費等指導条件は、区民講師及び人材情報の提供を受ける者が協議により定める。

2 前項の協議による区民講師の謝礼の額は、一回につき5,000円を超えることはできない。ただし、葛飾区、教育委員会等公的機関が主催する講座等の講師等となるときは、この限りでない。

(報告)

第13条 人材情報の提供を受けた者は、次の各号に定める場合について、当該各号に定める報告書を速やかに教育委員会へ提出するものとする。

- (1) 区民講師に依頼し学習活動を実施した場合 生涯学習人材バンク人材情報提供結果報告書(第5号様式)
- (2) 区民講師に依頼したが学習活動の実施に至らなかった場合又は区民講師に依頼をしなかった場合 生涯学習人材バンク人材情報提供結果報告書(第5号様式)

#### 第4章 研修等

第14条 教育委員会は、区民講師の資質向上と講習技術の習得を図るため、区民講師に対し研修を実施することができる。

2 教育委員会は、人材バンクの活用を図るため、葛飾区ホームページへの掲載等区民講師に関する情報の周知に努めるものとする。

#### 第5章 委任

第15条 この要綱の実施について必要な事項は、葛飾区教育委員会事務局教育次長が別に定める。

##### 付 則

この要綱は、平成7年2月1日から施行する。

付 則 (平成7年4月7日 7葛教生第52号教育長決裁)

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

付 則 (平成8年4月16日 8葛教生第11号教育長決裁)

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

付 則 (平成16年3月26日 15葛教生第10358号教育長決裁)

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則 (平成20年8月21日 20葛教生第475号教育振興担当部長決裁)

この要綱は、平成20年8月20日から適用する。

付 則 (平成23年1月28日 22葛教生第731号教育振興担当部長決裁)

この要綱は、平成23年2月1日から適用する。

##### 付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

##### 付 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。ただし、改正後の第13条の規定は、平成29年4月1日から適用する。

##### 付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。